

越後三山只見国定公園  
(福島県地域)  
管理運営計画書

令和4年7月1日

福島県

# 目 次

第1章 越後三山只見国定公園(福島県地域)管理運営計画策定の基本的な考え方 .....	1
1. 越後三山只見国定公園（福島県地域）の指定と第1次点検の経緯 .....	1
2. 自然公園法と国定公園指定の目的 .....	1
3. 管理運営計画とは .....	1
4. 多様な関係者との協働による管理運営計画の策定 .....	2
5. 管理運営計画区の範囲 .....	2
第2章 管理運営計画区の概況 .....	3
1. 自然環境・景観の概要 .....	3
(1) 地形・地質 .....	3
(2) 植生 .....	3
(3) 野生動植物 .....	4
(4) 自然現象 .....	5
(5) 文化景観 .....	5
2. 公園利用の概要 .....	6
3. 社会経済的背景 .....	6
(1) 土地所有 .....	6
(2) 人口及び産業 .....	6
4. 越後三山只見国定公園（福島県地域）公園計画書の区域及び公園計画の概要 .....	7
(1) 区域 .....	7
(2) 公園計画の概要 .....	7
第3章 ビジョン .....	10
1. ビジョンの設定 .....	10
2. 越後三山只見国定公園（福島県地域）への期待 .....	11
3. 越後三山只見国定公園(福島県地域)の目指すべき姿 .....	11
第4章 管理運営方針 .....	12
1. 国定公園の管理運営を進める上での課題 .....	12
【自然環境の保護に係る課題】 .....	12
(1) 野生動植物に関するデータの集積等 .....	12
(2) 外来生物等の侵入防止と駆除の検討 .....	12
(3) 河川環境への配慮と水質保全 .....	13
【公園利用に係る課題】 .....	13
(1) 「隠れた資源」の再発掘と磨き上げ .....	13
(2) 地域資源を「体験する」機会の提供 .....	13
(3) 利用情報の適確な発信 .....	13

(4) 利用施設やサービスの充実.....	13
(5) 利用マナーの向上や対策 .....	14
【その他の課題】 .....	14
(1) 地域住民の理解促進 .....	14
(2) 民有林の手入れ不足 .....	14
2. 保護すべき資源 .....	15
3. 管理運営の基本方針 .....	16
◆基本方針1：地域資源の保全・継承に向けた持続的管理.....	16
◆基本方針2：公園利用の促進 .....	16
◆基本方針3：多様な主体の連携による協働型管理 .....	17
第5章 具体化のための活動指針.....	18
1. 地域資源の保全・継承に向けた持続的管理（基本方針1）のための活動指針 .....	18
(1) 野生動植物の保護・管理 .....	18
(2) 地学的地域資源の保護・管理 .....	18
(3) 文化的地域資源の保護・管理 .....	19
2. 公園利用の促進（基本方針2）のための活動指針 .....	19
(1) 情報発信を通じた利用促進.....	19
(2) サービス強化・拡充を通じた利用促進 .....	19
(3) 施設等整備を通じた利用促進 .....	19
3. 多様な主体の連携による協働型管理（基本方針3）のための活動指針.....	20
(1) 地域における連携・協働 .....	20
(2) 異分野間・広域間での連携・協働 .....	20
(3) 世代間の連携・協働 .....	20
第6章 行為許可及び公園事業等に関する事項.....	21
1. 許可、届出等取扱方針.....	21
(1) 特別地域及び特別保護地区に係る取扱方針 .....	21
(2) 普通地域に係る取扱方針 .....	23
2. 公園事業取扱方針.....	24
(1) 共通事項.....	24
(2) 単独施設.....	24
(3) 道路.....	29
第7章 関係団体・関係者の役割と連携体制 .....	30
1. 関係団体・関係者の役割 .....	30
2. 関係団体・関係者による連携体制の構築.....	31
越後三山只見国定公園（福島県地域）の区域及び計画図 .....	32

# 第1章 越後三山只見国定公園(福島県地域)管理運営計画策定の基本的な考え方

## 1. 越後三山只見国定公園(福島県地域)の指定と第1次点検の経緯

越後三山只見国定公園は、新潟県と福島県にまたがり、越後山脈の南部と三国山脈の一部を含む国定公園区域について、昭和48年5月15日に指定されました。本区域は人為による影響をほとんど受けていないミヤマナラ等の亜高山帯低木林やブナなどの自然林が保存され、カモシカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類、イヌワシやクマタカなどの希少な猛禽類等の生息地となっています。また、国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特の自然景観が広がっています。

本区域は只見川の源流域に位置しますが、その下流域にあたる只見川及び阿賀川にも特筆すべき自然景観を見ることができ、一帯が只見柳津県立自然公園に指定されていました。只見川周辺では、自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景が作りだされており、阿賀川下流域には銚子の口等の河川的作用でつくられた勇壮な景勝地がみられます。公園利用の面では、阿賀川と只見川沿いにJR磐越西線とJR只見線があり、各地域の景観を車窓から眺望できるとともに、今日では列車の走行景観も公園の重要な風景の一部となっています。

令和3年10月29日の越後三山只見国定公園の公園区域の変更[第1次点検]では、公園利用の実態や社会情勢の変化を勘案し、只見柳津県立自然公園とその周辺の一部区域について、越後三山只見国定公園との地理的な連続性及び風景の一体性、ならびに利用の連続性をふまえて、国定公園に編入されました。変更後の越後三山只見国定公園(福島県地域)には、喜多方市、檜枝岐村、只見町、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町及び金山町の8市町村が含まれています。

## 2. 自然公園法と国定公園指定の目的

自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

国定公園は、この自然公園法に基づき、国立公園に準ずる景勝地として、自然の保護と利活用を目的に指定される自然公園の一種です。

## 3. 管理運営計画とは

管理運営計画は、地域の実情に即した国定公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国定公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国定公園の適正な保護及び利用の促進を図ることを目的として作成するものです。

#### 4. 多様な関係者との協働による管理運営計画の策定

環境省では、近年の急速な社会変化等を踏まえ、国立・国定公園に期待される多様な機能・役割を将来に向けて十分に発揮するための方法について検討するため、平成18年から「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を開催しました。検討会が平成19年に取りまとめた「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」では、地域制国立・国定公園の運営管理のあり方として、多様な主体の参画による計画策定と管理運営、利用の推進と地域振興の重要性が示されています。

越後三山只見国定公園（福島県地域）区域の一部は地域住民の暮らす集落と隣接しており、管理運営は地域社会の持続性を保ちつつ行われる必要があります。また本国定公園の管理運営は、ふくしまグリーン復興推進協議会との連携・協働を推進することにより、多様なサービスの提供や地域社会の活性化といった効果をもたらすことが期待されます。

#### 5. 管理運営計画区の範囲

本計画は、規模や自然的・社会的条件等を考慮し、越後三山只見国定公園（福島県地域）全体をひとつの管理運営計画区として取り扱うものとします。

## 第2章 管理運営計画区の概況

越後三山只見国定公園（福島県地域）は、福島県会津地方の西半分の阿賀川流域・只見川とその上流の越後山脈、これに接する三国山脈の一部からなる区域です。只見川周辺には積雪地特有の構えを持つ家屋群と只見川の流れが一体となって、自然景観の中に自然と共生した地域の暮らしが溶け込み、独特な里山景観や幻想的な風景が作りだされています。また、阿賀川周辺には銚子の口等の河川的作用でつくられた勇壮な景勝地がみられます。この阿賀川及び只見川沿いにはそれぞれJR磐越西線とJR只見線が走り、地域の観光における重要な移動手段であるほか、その走行景観も重要な景観資源となっています。

### 1. 自然環境・景観の概要

#### (1) 地形・地質

越後山脈等の急峻な山々に囲まれ、阿賀川、只見川とその支流群によって、V字谷を形成しています。只見川流域は河岸段丘がみられますが、そのうちの三島町付近の段丘は、沼沢火山の火山噴出物によって埋められた谷が、再度、只見川の侵食によってできた珍しい地形です。只見川の中流付近に位置する金山町には、5400年前の噴火で形成された沼沢カルデラ、さらに古い時代の噴火によって形成された砂子原カルデラ跡があります。この沼沢火山の火口跡は沼沢湖となっています。一方で、多雪地かつ急峻な地形である只見川上流部の越後山脈には、頻繁に雪崩が起きるアバランチシュートと呼ばれる雪食地形が分布しています。このような急峻な地形は、只見町内にある「会津のmatterホルン」とも呼ばれる蒲生岳でも見られます。

両河川の流域には甌穴群があり、特に滝沢甌穴群は東北地方最大の規模を有しています。阿賀川には還流丘陵がみられる他、銚子の口と呼ばれる狭窄部が存在し、付近の地形が銚子のくびれに似ていることからこの名があり、四季を通じて景勝地となっています。

地質は、沼沢湖周辺や柳津町に流紋岩大規模火砕流がみられる他は、おおむね安山岩等の火成岩からなっています。

#### (2) 植生

只見川の流域には、ブナを含む自然林が広範囲に広がっています。本公園の東側に位置する阿賀川流域より雪が多く、アバランチシュートが卓越して見られることが特徴で、尾根にキタゴヨウが見られ、山腹の安定した場所にはブナ林が成立しています。一方で、雪崩が頻発する場所には、低樹高の落葉広葉樹が優占しています。比較的広い河原の一部にはヤナギ類の河畔林が成立し、只見川及びその支流の伊南川等にはユビソヤナギの群落が点在しています。この地域のユビソヤナギの群落は、国内でも最大級のもので、その他の場所では、河岸と山とが接しており、カエデ等の落葉広葉樹林が分布しています。このような植生の分布形態は、本地域が四季を通じて美しい景観を形成する要因ともなっています。

阿賀川の流域である本公園の東側は、尾根沿いにアカマツが見られ、その山腹には、落葉広葉樹二次林やスギ植林地が分布しています。河岸まで耕地があるか山腹であるため、河畔林はあまり発達していません。

### (3) 野生動植物

#### ①動物

##### i) 哺乳類

本地域及びその周辺では、15科53種が確認されています。そのうち、カモシカが特別天然記念物、ヤマネが天然記念物、クロホオヒゲコウモリが環境省レッドリスト、ウサギコウモリがふくしまレッドリストで絶滅危惧種として掲載されています。

##### ii) 鳥類

本地域及びその周辺では、49科178種が確認されています。そのうち、イヌワシが天然記念物、クマタカ等13種が環境省レッドリスト、オオタカ等20種がふくしまレッドリストで絶滅危惧種として掲載されています。特に、生態系の上位種である猛禽類（タカ科、ハヤブサ科、フクロウ科の鳥類）が20種確認されており、本地域の自然環境の質の高さを反映しています。

##### iii) 爬虫類・両生類

本地域及びその周辺では、爬虫類は7科12種、両生類は7科18種が確認されています。そのうち、トウホクサンショウウオ等7種が環境省レッドリスト、13種がふくしまレッドリストで準絶滅危惧種として掲載されています。タダミハコネサンショウウオは2014年に新種として発見され、只見町を中心とした地域でのみ生息が確認されている地域固有種です。また本地域は、陸棲であるタダミハコネサンショウウオの他に止水域に生息するクロサンショウウオも生息する珍しい地域となっています。

##### iv) 昆虫類

本地域及びその周辺では、201科961種が確認されています。タンスや下駄などの高級品の材料として利用されているキリを宿主とするキマダラルリツバメは、喜多方市、三島町、金山町指定の天然記念物となっています。本地域では、冬は雪深いものの夏は高温となる気象条件や急峻な山々が連なる地理的条件等を反映し、環境省レッドリストで絶滅危惧種として掲載されているキタヒメアメンボやキイロマツモムシ等の北方や高山帯に生息する種が見られます。その一方で、低標高帯に生息するゲンゴロウ等を見ることができる地域でもあります。このほか、喜多方市及び西会津町における天然記念物でもあるギフチョウ等4種が環境省レッドリストに掲載され、このうちヒメギフチョウがふくしまレッドリストの準絶滅危惧種として掲載されています。

#### v) 魚類

本地域及びその周辺では、17 科 62 種が確認されています。そのうち、イトヨはトゲチヨとも呼ばれる小型の魚類で、喜多方市ではその生息地が天然記念物に指定されているほか、環境省レッドリストでは絶滅のおそれのある個体群として掲載され、ふくしまレッドリストでは絶滅危惧種として掲載されています。また、ウケクチウグイは、秋田県から長野県の日本海側にそそぐ河川にのみ生息する種であり、只見川で最初に発見された種です。このほか、12 種が環境省レッドリストに掲載され、10 種がふくしまレッドリストに掲載されています。

#### ②植物

本地域及びその周辺では、160 科 1436 種が確認されています。そのうち、ヒメサユリは地域固有種ですが、本地域の広い範囲に分布しています。また、只見町蒲生地区にはカタクリの群生地があり、地域住民によって、カタクリ公園として手厚く管理されています。環境省レッドリスト及びふくしまレッドリストの掲載種は非常に多く、そのいずれかで絶滅危惧種として掲載されている種は、90 種以上にのぼります。

#### (4) 自然現象

本地域は基本的には冬季に多量の積雪がある日本海側の気候です。特徴的なのは、地形的に盆地となっていることから、夏季は高温となる内陸性気候の特徴も併せ持つことです。公園の北側の西会津町では冬季の平均最深積雪深は、1m程度であるのに対し、只見町では 2 m を超えています。

只見川には数多くのダムがあるため、流速は遅くなっています。そこに、温度の低い上流の融雪水が流れ込むため、河川水も温度は低く保たれており、夏季には、この水面に温かい空気が接触することにより川霧が発生します。ただし年間 30 日程度しか発生しないといわれ、希少な自然現象となっています。

また、大塩炭酸泉と滝沢炭酸泉の 2 つの炭酸泉源（いずれも金山町内）が存在しています。高温の水に高濃度の炭酸ガスが含まれることは稀であり、火山の多い我が国においては貴重な存在といえます。

#### (5) 文化景観

多雪地域であることから、雪によって家屋が倒壊するのを防ぐため、屋根の先端がとがった形となっています。また、使役する家畜の厩を家屋に併設する様式が多くみられ、その併設位置によって「一方家（イッポーヤ）」、「曲がり家」などと呼ばれています。現在では、その屋根は茅葺ではなくなっていますが、これらの家屋は、大志の俯瞰などで河川とともに、美しい景観を形成しています。

また、本地域の河川は交通路でもあったことから、かつては多数の廻船や渡し舟がみられました。現在では、観光渡し舟などの旅客船として、只見川においてその姿を見ることができます。

## 2. 公園利用の概要

本地域の利用特性として、越後三山や浅草岳及び朝日岳、蒲生岳等の登山利用、旧街道等を利用したトレッキング、J R磐越西線やJ R只見線、自動車等各種交通手段と国道を利用した公園内の多様な景観資源を巡る周遊利用、鉄道と只見川、多雪地特有の家屋等が作り出す景観の撮影地巡り、只見川ライン下りや田子倉湖における周遊船運航等の多様な利用形態があげられます。

公園への交通手段は陸路のみであり、自家用車による来訪が 2/3 を占めています。次いで、貸し切りバス、新幹線となっています。最寄りの新幹線の停車駅は、上越新幹線の越後湯沢、浦佐、新潟の各駅と、東北新幹線の郡山駅で、いずれも、J R只見線やJ R磐越西線を介さないと本公園内に達することはできません。公園内の公共交通は、J R磐越西線とJ R只見線だけであり、路線バスについては、ほとんどがそれぞれの自治体内だけの運行となっています。そのほか、小規模ではありますが、タクシー、レンタカー及びレンタサイクルがあります。

J R磐越西線とJ R只見線は、車窓景観や走行景観を目的に多数の観光客が訪れています。J R磐越西線に定期的にS L列車が走り、J R只見線では只見川の橋梁を走行する景観を眺望するための施設やスポットが沿線各地にあるなど、いずれの路線も四季を通じてにぎわいを見せています。また令和3年9月には、J R只見線上の橋梁やトンネルといった鉄道施設群（只見線鉄道施設群）が、「福島・新潟両県の地域資源の活用や豪雪地帯を結ぶライフラインとして、その機能美や四季折々の風景を創生する貴重な土木遺産群」として、公益社団法人土木学会が認定する「土木遺産」に選ばれました。このような景観は東南アジア諸国をはじめとした海外でも高い評価を受けており、東日本大震災直後は一時的な減少がみられたものの、再び増加傾向にあります。

## 3. 社会経済的背景

### (1) 土地所有

本地域は、公園区域 50,431ha（陸域）のうち、国有地 35,533ha、公有地 1,301ha、私有地 13,597ha であり、国有地の占める割合が 70.5%と高くなっています。

### (2) 人口及び産業

本地域における各市町村の人口の合計は、令和2年の国勢調査結果によると、76,541人。喜多方市は 44,760人、檜枝岐村は 504人、只見町は 4,044人、西会津町は 5,770人、会津坂下町は 15,068人、柳津町は 3,081人、三島町は 1,452人、金山町は 1,862人となっています。年齢構成は 14歳以下の人口が 7,890人(10.3%)、15歳以上 64歳未満の人口が 38,486人(50.3%)、65歳以上の人口が 30,134人(39.4%)となっています。人口推移は、いずれの市町村でも減少傾向にあります。

産業別の就業者人口（平成27年国勢調査）は、第一次産業 5,759人(13.9%)、第二次産業 12,324人(29.8%)、第三次産業は 22,970人(55.5%)となっています。第一次産業では農

業(13.5%)、第二次産業では製造業(19.9%)、第三次産業では卸売・小売業(13.0%)がそれぞれ多くを占めています。福島県全体の農業の就業者人口比が6.1%であることから、本地域及びその周辺では、農業は主要な産業といえます。

農業は、本地域内の地形が急峻であることから耕地は少ないものの、米やソバ、キノコ類、トマト等、生産品は地域によって特色があります。また、就業者人口はごく少数であるが、キリの材の生産地としても有名です。このほか、農閑期の産業として発達したタンスや下駄などのキリ製品、つる植物を編んだ「編み組み細工」、漆器などの工芸品の生産も有名です。

また本地域では、只見川流域の急峻な地形や豊富な水量を活かした公園区域内の水力発電や、公園区域周辺の地熱発電などの電力事業が行われています。各PR館（東北電力奥会津水力館みお里、柳津西山地熱発電所PR館）では電源開発の歴史や再生エネルギー、クリーンエネルギーの活用について情報発信がなされています。

#### 4. 越後三山只見国定公園（福島県地域）公園計画書の区域及び公園計画の概要

##### (1) 区域

越後三山只見国定公園（福島県地域）の区域及び計画図については、本計画巻末に示すとおりです。

##### (2) 公園計画の概要

###### ①規制計画

###### (ア) 特別地域

###### ア) 特別保護地区

浅草岳の南東側は、南西の鬼ヶ面山とともに雪食地形がみられ、本地域の代表的な景観を有しています。また、山麓には広大なブナ自然林が広がり、特別天然記念物であるカモシカや天然記念物であるイヌワシ、ヤマネの生息域となっています。このほかにも、ツキノワグマ等の生態系の上位を占める種が多数生息しています。

この浅草岳と六十里越峠を挟んだ南側の毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯、さらに只見川の右岸側となる大川猿倉山～会津朝日岳一帯、梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯にも広大なブナ自然林が広がっており、浅草岳南東側と同様に生態系の上位を占める種が多数生息しています。また、大川猿倉山一帯は、田子倉ダム等の眺望地点からの重要な景観資源となっています。

これらの優れた景観および生態系を保護するため、浅草岳南東、毛猛山～大鳥岳に至る東斜面一帯、大川猿倉山～会津朝日岳一帯、梵天岳～高幽山に至る東斜面一帯を特別保護地区としています。

#### イ) 第1種特別地域

只見川支流の叶津川上流域の沼ノ平にはブナ自然林に囲まれた湖沼群があり、浮島を有するなど特筆すべき自然景観を有しています。これらの湖沼群は、希少な水生生物群の生息環境にもなっています。

田子倉湖と奥只見湖の広大な湖面景観は、周辺のブナ自然林と雪食地形が一体となった本地域特有の優れた自然景観を有しています。

沼沢湖西岸の落葉広葉樹林は、東岸の集団施設地区から眺望される湖面景観と一体となった重要な景観資源となっており、優れた自然景観を有しています。

これら優れた自然景観を有する地域、貴重な水生生物とその生息環境となっているブナ自然林や湖沼群とその水源を涵養する地域、さらに特別保護地区周辺において優れた自然景観を有する地域を第1種特別地域としています。

#### ウ) 第2種特別地域

良好な状態で自然植生や湖沼が維持されている地域、特別保護地区や第1種特別地域のブナ自然林と一帯をなす地域を保全し、また、会津朝日岳や蒲生岳の登山利用に際する風致を維持するため、第2種特別地域としています。

#### エ) 第3種特別地域

沼ノ平下流の小三本沢周辺は、ブナ林や湖沼が一体をなす森林地域となっており、水生生物の生息環境としても適正に保護をすることが必要です。また、沼沢湖周辺一帯の森林地帯は、公園利用と同時に林業も営まれている地域となっています。こうした地域について、森林管理等に伴う各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るため、第3種特別地域としています。

### (イ) 関連事項

#### ア) 普通地域

阿賀川や只見川とその支流の野尻川、滝谷川の周辺には河川と森林、周辺の集落、鉄道等が一体となった里山の風景が広がっています。こうした地域は普通地域とし、奥会津の自然と人々の暮らしが織りなす本地域特有の風景を維持するとしています。

## ②施設計画

### (ア) 利用施設計画

#### ア) 集団施設地区

沼沢湖東岸は、沼沢火山によって作りだされた雄大なカルデラ湖と森林の景観を楽しむための総合的な利用拠点として計画に位置づけます。また、園地や駐車場、キャンプ場等の公園利用に資する施設を総合的に配置します。

#### イ) 単独施設

只見川やJR只見線等の優れた風景地の探勝、浅草岳や蒲生岳等の登山、炭酸泉や甌穴群等、本地域の多様な自然資源について適正な利用の推進が図れるように各種施設を配置します。JR只見線の駅周辺、道の駅等には広場を設け、様々な自然とのふれあいと風景を楽しむための利用拠点として計画に位置づけます。只見川や沼沢湖等の優れた眺望地点には展望施設を計画し、本地域の風景を楽しむことのできる場を提供し、眺望景観を適切に維持していきます。

#### ウ) 道路(車道)

各利用施設を連絡しつつ、主要な利用拠点である沼沢湖や田子倉湖へのアクセスを確保すると同時に、本公園の新潟県側と連絡することを目的に、只見川に沿った国道や県道を主体とした車道を整備します。

#### エ) 道路(歩道)

浅草岳、会津朝日岳、要害山、蒲生岳等の登山道と、沼沢湖周辺の自然ふれあいのための自然探勝路について、その場所の自然性や利用形態に応じた整備水準を考慮して適切に歩道を整備します。

## 第3章 ビジョン

### 1. ビジョンの設定

越後三山只見国定公園（福島県地域）管理運営計画は、地域の美しい自然環境を保護し、適正な利用を図ることを目的として定めるものであり、そのビジョンは、国定公園計画における保護と利用のテーマを参考に設定することが望ましいと考えられます。

本地域は国内でも有数の豪雪地域であり、急峻な山岳において雪食地形などの世界的にも珍しい独特の自然景観が広がるとともに、只見川とその支流、阿賀川の周辺に暮らす人々の営みによって様々な特徴的な風景が形成されています。すなわち、只見川源流域に広がるブナ林等の森林域を集水域として、只見川や阿賀川流域の自然の恵みを楽しみながら雪国特有の自然環境と共生した生活が営まれ、今日ではそれら古くから継承されてきた自然景観と鉄道やダム湖等の近代の生活基盤が見事に融合した他に類を見ない景観が保全・利用されています。

このため、令和3年10月29日の越後三山只見国定公園（福島県地域）の公園計画の変更では、只見川及び阿賀川の両河川流域の自然環境や人々の暮らしの中で育まれた風致景観を適切に保護、保全するとともに、適正な公園利用を推進するという観点から公園のテーマを設定しており、本管理運営計画でもこれに準じて、以下のようなテーマを掲げることとします。

#### ○越後三山只見国定公園（福島県地域）のテーマ

「ブナの森」、「森が育んだ只見川」、「里山の自然」をつなぐ多様な営み  
～奥会津の自然と暮らしが織りなす風景との出会い～

なお、越後三山只見国定公園（福島県地域）管理運営計画の策定にあたっては、地域の実情に即した国定公園管理運営業務の一層の徹底を図るため、公園区域内に限定せず、周辺地域を含めて取り組みを検討することとしました。また、管理運営計画は、地域の多様な関係者との共通認識のもとで国定公園の適正な保護と利用を進めることを目的としていることから、本ビジョンは、「ふくしまグリーン復興構想」も踏まえて設定することとします。

## 2. 越後三山只見国定公園（福島県地域）への期待

令和2年度に地域の有識者や関係者を対象として実施したヒアリング調査からは、当地域が国定公園に指定されたことで、「地域資源の掘り起こしと更なる活用が進む」、「優れた自然の保全とともに、自然資源のブラッシュアップが図られる」、「地域の知名度向上、イメージ向上が進み、ブランディングが強化される」、「観光客の増加や関係人口の増大につながり、企業が参加した取組も発展」、「一つの国定公園として各地域の取組を結び付けていくことにより地域全体としての振興が進む」、といった期待が高まっていることが確認されました。

## 3. 越後三山只見国定公園(福島県地域)の目指すべき姿

前記の本国定公園計画のテーマ、越後三山只見国定公園ワーキンググループの開催、関係者・関係団体へのヒアリング結果をもとに、越後三山只見国定公園（福島県地域）の目指すべき姿を以下のように定めます。

### ◇ 将来像① 守り育てていく国定公園

原生的な自然から身近な里の自然・景観まで、地域で受け継いできた多様な自然とそれに関わる営みや文化の価値を再評価し、保全します。同時にそれをうまく活用して楽しみ、学びながら、将来にわたって継承していきます。

### ◇ 将来像② 利用者にやさしくわかりやすい国定公園

各公園施設の充実を図りどんな利用者にも安全で気持ちよく楽しめるようにするとともに、公園に関する様々な情報を、わかりやすく発信します。

### ◇ 将来像③ 地域活性化につながる国定公園

自然と人の暮らしが織りなす風景と地域の人々のなりわいの中でのもてなしを本公園の最大の魅力の一つと捉え、利用者がそれらを体験し交流できる機会を数多く設けることを通じて、地域の活性化につなげていきます。

## 第4章 管理運営方針

### 1. 国定公園の管理運営を進める上での課題

国定公園の管理運営上の課題を、自然保護法第1条の「保護と利用」の観点に基づいて【自然環境の保護に係る課題】【公園利用に係る課題】【その他の課題】の三項目に整理しました。

<b>【自然環境の保護に係る課題】</b>
(1) 野生動植物に関するデータの集積等
(2) 外来生物等の侵入防止と駆除
(3) 河川環境への配慮と水質保全
<b>【公園利用に係る課題】</b>
(1) 「隠れた資源」の再発掘と磨き上げ
(2) 地域資源を「体験する」機会の提供
(3) 利用情報の適確な発信
(4) 利用施設やサービスの充実
(5) 利用マナーの向上や対策
<b>【その他の課題】</b>
(1) 地域住民の理解促進
(2) 民有林の手入れ不足

#### 【自然環境の保護に係る課題】

##### (1) 野生動植物に関するデータの集積等

本公園では、野生動植物に関するデータの収集が十分とは言えません。その結果、公園地域に生息する貴重な野生動植物の希少性についての解明や説明が不十分なままで、地域住民をはじめ多くの人々に理解が行き届いていない状況にあります。また一方で人口減少・過疎化に伴う、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシなど野生鳥獣害も頻発し問題となっています。希少動物の適切な保護活動や利用の促進、あるいは野生鳥獣害防止のため棲み分け対策を講ずるには、学術調査体制の充実と知見の蓄積やモニタリングが必要です。

##### (2) 外来生物等の侵入防止と駆除の検討

本公園では、外来生物の増加による生態系への悪影響が懸念されており、全国的に増加が報告されているアライグマ等についても将来的な侵入が危惧されています。アライグマの河川環境へ及ぼす影響は大きく、今後の侵入防止策検討が重要となっています。植物に関しても、オオハンゴウソウやオオキンケイギク等の群落が確認されています。これら外来生物等の増加や侵入を防止すると同時に、大量発生によって生態系に悪影響を与えている種の駆除の検討が必要となります。

### (3) 河川環境への配慮と水質保全

本公園地域を流れる只見川と阿賀川は優れた風致景観を作り出すと同時に、希少な動植物の棲みかでもあります。昨今増加している台風等に起因した河川ゴミの発生等による水質汚染が懸念されています。これらの課題に対し防止策と起こった後の処理について、地域全体で連携して取り組む必要があります。

## 【公園利用に係る課題】

### (1) 「隠れた資源」の再発掘と磨き上げ

前章のビジョンにもある通り、本公園は奥会津の自然に根差した固有の生活文化やそれを反映した風景が大きな魅力であり、鉄道と只見川・多雪地特有の家屋等が作り出す景観の撮影巡りなども高い人気を集めています。一方で、素晴らしい景観や魅力を持つ場所であっても手入れ不足で樹木に阻害されてしまっている、またはPR不足等の為に実際の利用に繋がっていないなど、せっかくの資源が十分に活かしきれていないという問題があります。これらの「隠れた資源」について再発掘と磨き上げを行い、利用の呼び込みを促進することが必要です。また、これらの活動により、地域の人々にとっては「当たり前の風景」にあらためて光を当てることで、本公園の風景地としての評価の更なる向上やPRへと繋げることも重要です。

### (2) 地域資源を「体験する」機会の提供

本公園地域の各集落には、奥会津の自然と共に継承されてきた食や工芸、風習があり、訪れた人々にとって大きな魅力となっています。近年、地域固有の自然環境や文化、生活等を楽しみ体験するツアーへのニーズが高まる傾向もあり、本公園でもエコツーリズム等の体験を通じた、環境教育や地域振興の推進が期待されています。しかし、本公園では景観を眺めて楽しむ利用が主流となっており、地域資源を「体験する」機会が不足しています。地域文化やそれらを育む自然環境を深く知るプログラムやガイドシステムについて充実することが課題となっています。

### (3) 利用情報の適確な発信

本公園には、深雪に磨かれた独自の風致景観及び自然環境に加えて、それらが育む人々の暮らしや文化といった多くの魅力が存在していますが、これらについて情報発信が充分とは言えません。本公園の価値や魅力をより多くの人に伝えるためには、効果的な情報発信やPRによって認知度を向上し、足を運んでもらうきっかけを作る必要があります。

さらに、快適で満足度の高い利用を推進するには、情報発信施設の整備などにより、利用者のニーズに対応した現地での情報提供についても充実させる必要があります。

### (4) 利用施設やサービスの充実

本公園では、国定公園の利用者の増加や多様化に向けた、駐車場、トイレ、案内標識、総合案内板といった施設の不備や不足等が問題となりつつあります。風致景観や自然環境への影響、利用者の自然体験の質を考慮しつつ、施設の整備を進める必要があります。

また、各種の体験・学習型プログラムや情報提供サービスなどの充実が求められているほか、

限られた施設に加え二次交通の不足という観点からも、鉄道駅からの移動手段、道の駅やJR只見線利活用等と国定公園との連携についても強化するなど、関係者間の協力により地域全体としてのサービスを充実させることが重要です。

#### (5) 利用マナーの向上や対策

国定公園化による利用者の増加により、例えば、ゴミのポイ捨てや不法投棄、希少動植物の盗掘・乱獲、河川鉱物の採掘、釣り人による魚類放逐など、自然環境や地域社会に影響を及ぼす行為の防止が課題となっています。地域住民と利用者の双方が気持ち良く利用できる場所とするには、利用者等のマナー向上を図ることが重要です。

また、昨今の新しい公園地域の利用形態としてドローン撮影者の数が増加しています。騒音に敏感な猛禽類等の生息域への配慮や希少動物生息地の特定による密猟を防止する観点から、ドローン撮影に関する適正な利用の周知、普及啓発などの対応が求められています。

#### 【その他の課題】

##### (1) 地域住民の理解促進

国定公園に指定されてから日が浅い本公園地域では、国定公園に対する地域住民の認知度があまり高くありません。本公園の特性を活かし、さらに魅力的な国定公園とするためには、本公園に関する地域住民の理解が必要であり、さらに本公園利用者をあたたかく受け入れるおもてなし体制づくりへの協力と参画につなげていくことが必要です。

加えて、本公園地域の自然環境や野生動植物並びにその保全対策について、地域住民への普及啓発の不足も課題となっています。国定公園化という注目度が上がる機会を捉えて、地域住民に地域の自然環境の価値や魅力の確認、理解を促していくことが求められています。

##### (2) 民有林の手入れ不足

本公園には国有林だけでなく民有林も広く分布していますが、その手入れが十分に行われていない状況にあります。本公園において生物多様性の保全や水源涵養、土砂流出防止等の森林の公益的機能を十分に発揮するためには、多様な主体の参画による森林管理と、森林資源を持続可能な形で利用することが重要です。

## 2. 保護すべき資源

本公園は、広大なブナ等の自然林に希少な生物が生息する傑出した自然林生態系、豪雪がつくりだした雪食地形等の特異な自然景観に加えて、只見川や阿賀川の河川景観、流域の自然と共生した地域の暮らしが生み出す独特な里山景観が複合的かつ一体となった景観を風景型式とした我が国を代表する地域となっています。これら本公園の指定理由となっており保護対象とすべき資源について、〈特別保護地区〉・〈特別保護地区以外の特別地域〉・〈普通地域〉の3つのエリア別に整理すると、以下のとおりです。

エリア区分	保護すべき資源
特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浅草岳南東斜面・山麓（雪食地形、広大なブナ自然林、多様な野生動植物）</li> <li>・ 毛猛山～大鳥岳に至る東斜面（広大な風衝低木林・なだれ地の自然低木群落、多様な野生動植物）</li> <li>・ 梵天岳～高幽山に至る東斜面（広大なブナ自然林・風衝低木林、亜高山帯広葉樹林、多様な野生動植物）</li> <li>・ 大川猿倉山～会津朝日岳（広大なブナ自然林と尾根部の風衝低木林、多様な野生動植物、主要眺望地点からの視対象）</li> </ul>
特別保護地区以外の特別地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奥只見湖（周辺斜面の雪食地形・ブナ林と一体となった広大な湖面景観）</li> <li>・ 田子倉湖（周辺斜面の雪食地形・ブナ林と一体となった広大な湖面景観）</li> <li>・ 沼ノ平（湖沼群、希少な浮草群落・水生生物群）</li> <li>・ 大幽山北斜面（特別保護地区に連なるブナ自然林）</li> <li>・ 大幽朝日岳南～高幽山に至る東斜面（特別保護地区に連なるブナ自然林）</li> <li>・ 蒲生岳（登山利用に際しての風致景観）</li> <li>・ 沼沢湖西岸山麓（集団施設地区からの湖面と一体となった落葉広葉樹林の景観）</li> </ul>
普通地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿賀川、只見川とその支流の周辺（河川と森林、周辺の集落、鉄道等が一体となった里山の風景）</li> </ul>

### 3. 管理運営の基本方針

本公園の管理運営を進める上での課題及び保護すべき資源を踏まえ、ビジョン達成のための取り組みの基本方針を以下の3項目に整理しました。また、各基本方針に対応する課題を「主に関係する課題」として記載しました。

#### ◆基本方針1：地域資源の保全・継承に向けた持続的管理

本公園の風致景観や自然環境といった地域資源は、国立公園の資源としてはもちろんのこと、自然とともに生きる地域に受け継がれてきた暮らしを支えるものとして重要です。これらが損なわれることのないように、里山林や河川環境の保全、野生動植物の適切な保護・管理、利用マナーの向上などの取り組みを進めます。またこれらの資源をあらためて再評価し上手に活用することで本公園の魅力を更に向い上げ、観光業の振興をはじめとした地域の活性化に貢献します。

保護と利用の両面について、地域の自然環境や地域の状況に応じた適切な管理を行い、各種資源の持続可能性を高め、将来に引き継いでいくこととします。

#### ◇ 主に関係する課題

<b>【自然環境の保護に係る課題】</b>
(1) 野生動植物に関するデータの集積等
(2) 外来生物等の侵入防止と駆除
(3) 河川環境への配慮と水質保全
<b>【公園利用に係る課題】</b>
(1) 「隠れた資源」の再発掘と磨き上げ
(2) 地域資源を「体験する」機会の提供
(5) 利用マナーの向上や対策
<b>【その他の課題】</b>
(1) 地域住民の理解促進
(2) 民有林の手入れ不足

#### ◆基本方針2：公園利用の促進

国立公園に関する広報とサービスの充実、来訪者の増加とリピーターの創出、公園利用者への安全で快適な利用環境の提供につながります。

本公園を訪れるきっかけづくりのために必要な情報を積極的に広報します。現地においては、国立公園ビジターセンターや、標識・案内板などの活用を通じて、国立公園を訪れた利用者への情報提供を行います。

また、国立公園の利用者の増加や多様化に向けて、利用施設や利用環境の整備を図ります。さらに体験・学習型のツアーやプログラムを充実させることで、国立公園にふさわしい利用を推進します。

以上のことに取り組む中で、併せて利用者へのマナーの普及啓発を行い、利用者等のマナー向上を図ります。また、公園内の危険な場所については安全確保のため必要な整備や注意喚起等を行います。

◇ 主に関係する課題

<b>【公園利用に係る課題】</b>
(1) 「隠れた資源」の再発掘と磨き上げ
(2) 地域資源を「体験する」機会の提供
(3) 利用情報の適確な発信
(4) 利用施設やサービスの充実
(5) 利用マナーの向上や対策
<b>【その他の課題】</b>
(1) 地域住民の理解促進

◆ **基本方針3：多様な主体の連携による協働型管理**

本公園の自然環境は、地域住民や自治体、企業、学術機関などによる保全・清掃活動や研究活動または適切な農林業等の利用によって支えられ、風致の維持がなされています。より良い国定公園としていくために、地域住民をはじめとする関係者に国定公園の仕組みや国定公園でどのようなことが行われているのかを理解していただくための積極的な普及広報を行います。

また、国定公園の管理運営を一層充実させるためには、これまで以上に地域内外の多様な関係者が連携することが必要となります。これについては越後三山只見国定公園ワーキンググループを中心に、協働型の活動に取り組む体制づくりを進めます。協働型のしくみを構築することで、地域を越えた関係者間の交流を促進します。

◇ 主に関係する課題

<b>【自然環境の保護に係る課題】</b>
(1) 野生動植物に関するデータの集積等
(2) 外来生物等の侵入防止と駆除
<b>【公園利用に係る課題】</b>
(1) 「隠れた資源」の再発掘と磨き上げ
(3) 利用情報の適確な発信
(4) 利用施設やサービスの充実
<b>【その他の課題】</b>
(1) 地域住民の理解促進
(2) 民有林の手入れ不足

## 第5章 具体化のための活動指針

第4章で示した基本方針に従って越後三山只見国定公園(福島県地域)の目指すべき姿(将来像)を実現するため、基本方針ごとに活動指針を掲げます。

### 1. 地域資源の保全・継承に向けた持続的管理（基本方針1）のための活動指針

#### (1) 野生動植物の保護・管理

- ① 本公園地域は、希少な野生動植物の生息・生育地であり、地域の生物多様性には高い価値が認められます。既存の条例やガイドラインとの整合をとりつつ、生息・生育環境の保全対策を行います。

対象：環境省レッドリスト掲載種

福島県レッドデータブック掲載種

天然記念物（国指定、県指定、市町村指定）

絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種

福島県指定希少野生動植物

市町村指定希少野生動植物

- ② 本公園地域は、外来生物の侵入により在来生態系への悪影響が懸念されています。駆除や排除が必要な外来生物については対策を講ずるとともに、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来生物（魚類の放逐を含む）は極力導入しないよう防止していきます。
- ③ 上記①～②の活動については、前提として科学的な調査及び情報収集が必要不可欠です。地域住民や大学・学術機関、企業と連携し、野生動植物のモニタリング体制の充実とデータ集積を図ります。
- ④ これらを推進する上でも、野生動植物保護の重要性について地域住民への周知や普及啓発を図ります。また、新たな公園利用に対応し、密漁の防止やドローン撮影などに関し野生生物の生態に支障を及ぼさない為の利用の周知、普及啓発に取り組みます。

#### (2) 地学的地域資源の保護・管理

- ① 多雪と急峻な地形から生まれた雪食地形、火山活動に由来する沼沢湖（カルデラ地形）や只見川流域の河岸段丘、東北地方最大の規模を有する甌穴群など、本公園の魅力である雪や水・川の流れに因んだ地学的資源について、風致景観の保護を図りつつ、利用者が学ぶことのできる体験・学習型プログラムの開発を行うことで、地学的地域資源の保全・継承に努めます。
- ② 只見川流域では鉄石英など貴重な鉱物資源が見られます。鉄石英については違法な採取なども確認されていることから、資源保護のためマナー向上等の啓発活動に努めます。
- ③ 只見川、阿賀川流域の風致景観および水質の保全のため、関係機関と連携し河川ゴミの流出防止等を図ります。

### (3) 文化的地域資源の保護・管理

- ① 福島県が作成する「絶景巡礼・ふくしまビューポイント 50」の選定地をはじめ本公園に存在する優れたビューポイントからの景観について、既存の景観条例やガイドライン等との整合を図りつつ文化的景観の保全、統一的な景観づくりを行います。その際は人気のあるJR只見線やJR磐越西線の車窓からの眺め、または多くの利用者の移動経路である道路を含めた景観についても考慮します。
- ② 優れた眺望景観を有する園地・展望施設について、ビューポイントとしての整備を行います。
- ③ 優れた風致景観を保つため、地域住民や関係者と連携し美化清掃を促進します。
- ④ 奥会津の食や工芸などの体験・学習型プログラムの開発を行うことで、本公園の魅力である文化的地域資源の保全・継承に努めます。

## 2. 公園利用の促進（基本方針2）のための活動指針

### (1) 情報発信を通じた利用促進

- ① 国定公園としての認知度の向上のため、地域と連携しながら様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、国定公園ビジターセンターを中心に自然環境や公園内を走るJR線等の魅力を発信し、公園利用を促進します。また、訪れる多様な利用者の受け入れについても想定し、案内標識等の整備等を進め、公園における快適性と利便性、安全性の向上に努めます。
- ② 多様な公園利用を適正に進めるため、広域的に連携しながらマナー向上のための啓発活動やルールづくりなどを推進します。

### (2) サービス強化・拡充を通じた利用促進

- ① JR只見線・JR磐越西線と本公園地域の自然景観や集落風情が相まって作り出す風景は、国内外を問わず人気を集めており、多くの観光利用者がこの風景体験を楽しみに足を運んでいます。この独自の風景について、更なる質の向上や関係機関の連携によるサービス拡充を行い、利用満足度の向上やリピーターの創出を図ります。
- ② 森、山、川、里、そして雪など本公園ならではの自然資源や文化資源をうまく保全・活用した学習型プログラムやエコツアー、ガイドサービス等を充実させることで、季節ごとの魅力に応じた持続可能な利用を促進します。
- ③ JR駅、道の駅、只見町ブナセンターなどの展示施設を含む既存の利用拠点と、新たに整備する国定公園ビジターセンターが相互に連携しながら新サービスの提供を推進し、本公園地域の周遊利用の促進を図ります。

### (3) 施設等整備を通じた利用促進

- ① 本公園地域では二次交通の不足が指摘されています。JR線各駅からの路線バス、レンタサイクル、E-bike等現在使用されている二次交通の更なる連携と利便性の向上を図るとともに、EVなど新しい交通手段や方法の導入についても積極的に検討し、周遊利用とカーボンニュートラルの実現に向けた取組の促進を図ります。
- ② 標識類について表記やデザイン等の統一化を図り、利便性の向上に努めます。

- ③ 国定公園の利用者の増加や多様化に向けて、ユニバーサルデザインの積極的採用に留意しながら利用施設整備を進めます。

### 3. 多様な主体の連携による協働型管理（基本方針3）のための活動指針

#### （1）地域における連携・協働

- ① 本公園に対する地域の理解を深めるため、地域資源の保全や更なる発掘、森づくりや森の手入れなどをテーマにした地域との継続的な意見交換を行うなど公園管理運営への参加を促進する機会づくりを推進します。
- ② 本公園地域には、自然環境や風致景観保全に関し市町村や企業などが主体となる先進的な取り組みが既に存在しています。これらの取り組みについて公園管理運営の視点からあらためて評価し、推奨と全域への普及を図ります。
- ③ 本公園地域に生息する野生動植物の希少性の解明や保護対策について、地域住民自身が知り、そして取り組めるよう、地域と大学・学術機関とが協働した生物多様性関連データの集積を推進します。

#### （2）異分野間・広域間での連携・協働

- ① 体験・学習型プログラムやエコツアーなどを充実させることなどを通じ地域住民と利用者の交流を促進することで、地域を越えたファンやサポーターの創出を図ります。
- ② 周辺地域と地元が協力し公園情報発信を行うなど、連携による地域イメージ強化を図ります。
- ③ 多様な主体との連携による環境保全活動や森づくり活動、森の手入れ等の取組の拡大を目指します。
- ④ 越後三山只見国定公園ワーキンググループを核にした総合型協議会の設立により、地域や立場を越えた関係者間の交流を促進します。

#### （3）世代間の連携・協働

- ① 本公園地域の宝は、その自然環境だけでなく自然と共に地域に継承されてきた文化や暮らしも当てはまります。これらについて学校教育を通じた環境学習機会の確保やイベントの実施などを通じ、次世代への継承につなげていきます。
- ② 地域の高齢者の方々は多くの体験や知恵を持っており、地域特有の文化を高齢者から若い世代に伝承していくことが求められています。地域の高齢者から子供たちまで、地域住民のつながりを深める世代間交流を意識した公園内での取組を推進します。



<p>3 電力柱、電話柱、通信施設</p>	<p>とする。</p> <p>イ. 防護柵等の色彩は、素材色又は灰色系（亜鉛メッキの色を含む）、こげ茶色系とし、道路からの展望及び他の利用地点からの展望に際して支障のないものとする。</p> <p>②法面処理</p> <p>ア. 法面の緑化にあつては、原則として「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月策定）」に基づき最小限に実施するものとし、地域性種苗を用いる「地域性種苗利用工」、法面周辺からの自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を用いる。</p> <p>イ. コンクリート吹付工、モルタル吹付工及び法砕工による法面処理は、通行の安全確保上代替工法がないと認められる場合に限るものとし、その場合も、可能な限り蔓性植物等による緑化、黒色系又は茶色系顔料の混入等により風致上の支障の軽減を図る。</p> <p>ウ. 擁壁は、自然石又は自然石に模したブロックを使用し、あるいは自然石に模した表面仕上げとする。ただし、周囲から望見されない箇所にあつてはこの限りでない。</p> <p>エ. 落石防止網及び落石防止柵の色彩は、灰色系（亜鉛メッキの色を含む）又はこげ茶色系とする。</p> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路の新築、改築又は増築にあつては、水面の埋立て、山側の掘削等の現状地形の改変を必要最小限とし、周辺の風致景観及び野生生物の保護に留意する。</li> <li>●残土は原則として国定公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、当該国定公園内において許可等を受けて行われる他の工事に流用する場合にあつてはこの限りではない。</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●電力柱等の色彩は、周囲背景と調和の取れた茶色系や黒色系などとするよう配慮する。</li> <li>●新設や建て替えに際し、主たる展望方向への設置を避けるなど風致の維持を図る。</li> </ul>
<p>II 木竹の伐採</p>	<p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に配慮した管理を行うものとし、ブナの巨樹等貴重な樹木については保護を図る。</li> <li>●主要な展望地や道路沿いにおいて眺望を確保するため必要な場合、既</li> </ul>

	<p>存の法令等と整合を図ったうえで、展望施設の整備や枝打ち及び伐採等の実施を検討する。</p>
<p>Ⅲ 鉱物及び土石の採取</p> <p>1 河川鉱物の採取</p> <p>2 土石の採取</p>	<p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川の風致景観や保護に配慮した管理を行うものとし、鉄石英等の貴重な鉱物資源については保全を図る。</li> </ul> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土石の採取によって生じた法面等の緑化にあつては、「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月策定）」に基づき最小限に実施するものとし、地域性種苗を用いる「地域性種苗利用工」、法面周辺からの自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」等を用いる。</li> </ul> <p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主たる山稜線の分断を避ける等風致上支障のない採取区域とし、跡地については適切な緑化が図られるよう、法面の切り方等を適宜指導するものとする。</li> </ul>
<p>Ⅳ 広告物その他これに類する物</p>	<p>&lt;配慮事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●標識、案内板等の工作物の形態は、奇抜なデザインは避け、周辺の風致との調和を図るよう配慮する。</li> <li>●標識、案内板等のデザインについては、「自然公園等施設技術指針（令和 2 年 3 月改定）」における第 3 部第 7 章公共標識（サイン類）を参考とし統一を図る。</li> <li>●乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合するよう努める。</li> <li>●標識、案内板等は多言語表記をするよう配慮する。</li> </ul>

## （２）普通地域に係る取扱方針

普通地域内の要届出行為については、前記「特別地域及び特別保護地区に係る取扱方針」に準じ、風致の保護上適切な配慮がなされるよう指導します。

## 2. 公園事業取扱方針

公園事業の取扱いについては、事業決定の内容によるほか、下記の取扱方針によるものとします。ただし、風致景観の保護上支障が少なく、真にやむを得ない場合※にあつてはこの限りではありません。※地域住民の生活・農林漁業等に係る公益上必要不可欠であると考えられる場合

### (1) 共通事項

公園事業は、公園計画に基づいて執行する事業であり、計画目的に適合した位置、規模、構造とするとともに、整備が自然環境を著しく損なわないよう配慮し、適正な公園利用の促進を図るために整備するものとします。

また、公園事業は、自然とのふれあいや環境への関心と理解を深めることのできる場として整備を図る必要があるため、野生生物の生息・生育環境の保護を図り、その環境保全の普及啓発への活用に配慮するものとします。

### (2) 単独施設

事業の種類	取扱方針
1 園地	<p>①基本方針</p> <p>ア. 公園利用の拠点となる重要な利用施設であり、利用の促進を図るため、展望、散策、休憩、自然探勝等園地の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かした諸施設を計画的に整備する。</p> <p>イ. 修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p> <p>ウ. 整備に際して、眺望の支障となる樹木がある場合には、風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に支障を及ぼさない範囲において園地の整備等を検討するとともに、剪定又は伐採するなどの管理を行う。</p> <p>② 付帯施設等</p> <p>ア. 園地の性格に応じて休憩所、展望施設、案内所等を整備することとし、園地内の建築物については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物と同様とする。</p> <p>イ. 園地内の建築物は、全体の調和を図るためデザインや色彩の統一を図る。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p> <p>ウ. 標識類の規格、デザイン、色彩等は、「自然公園等施設技術指針（令和2年3月改定）」を参考とし、統一を図る。</p> <p>エ. 園地外への立入りによる周辺の野生生物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>オ. ゴミ箱等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しない。</p> <p>カ. 売店、有料休憩所等を設ける場合は、当該園地の規模や利用者の行動範囲を勘案し、必要最小限の規模とする。</p>

<p>2 野営場</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア. 自然とのふれあいや自然への関心を深めることができる場として、地形、植生、展望等の立地条件を活かして適切な野営形態を選択するとともに、その地区の自然環境と野営形態に適合し快適な利用環境が確保されるよう諸施設を整備する。</p> <p>イ. 整備に際しては、樹林地や草地の刈り払い・除去・損傷をできるだけ避けるとともに、快適な野営環境の確保のため積極的な修景植栽を行う。なお、修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p> <p>②付帯施設等</p> <p>ア. 野営場の性格に応じて広場、園地、休憩所等を整備することとし、野営場内の建築物については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物と同様とする。</p> <p>イ. 他の場所から展望したときの景観を損なわないようにするため、テントサイト、駐車場等の位置、規模、構造に留意する。</p> <p>ウ. 管理棟、炊事棟、常設テント、便所等の構造物は、周囲の自然環境に調和した単純明快なデザインとし、野営場内の諸施設のデザイン、色彩は統一を図る。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p> <p>エ. 野営場で発生するゴミ等の廃棄物は、快適性の確保や野生生物への影響の問題、地球温暖化対策等の問題にも対応するため、現場での処分を行わず、地元市町村と十分な調整により搬出处分とする。</p>
<p>3 展望施設</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア. 公園利用の拠点となる重要な利用施設であり、利用の促進を図るため、展望、散策、休憩、自然探勝等施設の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かした諸施設を計画的に整備する。</p> <p>イ. 修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p> <p>ウ. 整備に際して、眺望の支障となる樹木がある場合には、風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に支障を及ぼさない範囲において展望施設の整備等を検討するとともに、剪定又は伐採するなどの管理を行う。</p> <p>②付帯施設等</p> <p>ア. 展望施設の性格に応じて園地、休憩所、案内所等を整備することとし、展望施設内の建築物については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物と同様とする。</p> <p>イ. 展望施設内の建築物は、全体の調和を図るためデザインや色彩の統一を図る。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p>

	<p>ウ. 標識類の規格、デザイン、色彩等は、「自然公園等施設技術指針（令和2年3月改定）」を参考とし、統一を図る。</p> <p>エ. 展望施設外への立入りによる周辺の野生生物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>オ. ゴミ箱等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しない。</p> <p>売店、有料休憩所等を設ける場合は、当該園地の規模や利用者の行動範囲を勘案し、必要最小限の規模とする。</p>
4 広場	<p>①基本方針</p> <p>ア. 公園利用の拠点となる重要な利用施設であり、利用の促進を図るため、展望、散策、休憩、自然探勝等施設の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かした諸施設を計画的に整備する。</p> <p>イ. 修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p> <p>ウ. 整備に際して、眺望の支障となる樹木がある場合には、風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に支障を及ぼさない範囲において広場の整備等を検討するとともに、剪定又は伐採するなどの管理を行う。</p> <p>②付帯施設等</p> <p>ア. 広場の性格に応じて休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所等を整備することとし、広場内の建築物については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物と同様とする。</p> <p>イ. 広場内の建築物は、全体の調和を図るためデザインや色彩の統一を図る。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p> <p>ウ. 標識類の規格、デザイン、色彩等は、「自然公園等施設技術指針（令和2年3月改定）」を参考とし、統一を図る。</p> <p>エ. 広場外への立入りによる周辺の野生生物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>オ. ゴミ箱等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しない。</p> <p>売店、有料休憩所等を設ける場合は、当該広場の規模や利用者の行動範囲を勘案し、必要最小限の規模とする。</p>
5 博物展示施設	<p>①基本方針</p> <p>ア. 環境教育活動及び地域の情報発信基地として整備するものとする。</p> <p>イ. 地域の風致景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮するものとする。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p>

<p>6 避難小屋</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア. 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p> <p>イ. 整備に際して、眺望の支障となる樹木がある場合には、風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に支障を及ぼさない範囲において避難小屋の整備等を検討するとともに、剪定又は伐採するなどの管理を行う。</p>
<p>7 宿舎</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア. 地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観及び歴史的景観との調和に配慮して整備するものとする。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p> <p>イ. 修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p> <p>ウ. 整備に際して、眺望の支障となる樹木がある場合には、風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に支障を及ぼさない範囲において宿舎の整備等を検討するとともに、剪定又は伐採するなどの管理を行う。</p>
<p>8 駐車場</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア. 利用数に見合った適切な規模の整備を図るものとする。</p> <p>イ. 修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p> <p>ウ. 整備に際して、眺望の支障となる樹木がある場合には、風致景観及び野生生物の生息・生育環境の保護に支障を及ぼさない範囲において駐車場の整備等を検討するとともに、剪定又は伐採するなどの管理を行う。</p> <p>②付帯施設等</p> <p>ア. 駐車場の性格に応じて園地、休憩所、案内所及び公衆便所等を整備することとし、駐車場内の建築物については、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物と同様とする。</p> <p>イ. 駐車場内の建築物は、全体の調和を図るためデザインや色彩の統一を図る。また、木材（地域産材）を積極的に活用する。</p> <p>ウ. 標識類の規格、デザイン、色彩等は、「自然公園等施設技術指針（令和2年3月改定）」を参考とし、統一を図る。</p> <p>エ. 駐車場外への立入りによる周辺の野生生物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>オ. ゴミ箱等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しない。 売店、有料休憩所等を設ける場合は、当該駐車場の規模や利用者の行動範囲を勘案し、必要最小限の規模とする。</p>

9 スキー場	<p>①基本方針</p> <p>ア. 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて（平成3年6月7日環自国第315号）」を参考に整備を図るものとする。</p> <p>イ. 自然環境の保全と利用者の安全に配慮した整備を行うものとする。</p>
--------	---

### (3) 道路

#### ①車道

事業の種類	取扱方針
道路（車道）	<p>①基本方針</p> <p>公園利用の安全性と快適性を確保するため、現道の線形改良や拡幅整備、防災工事を進めるものとするが、周辺の風致景観の保護及び野生生物の保護に留意する。</p> <p>②防護柵等、法面処理及び残土処理</p> <p>防護柵等、法面処理及び残土処理については、「1. 許可、届出等取扱方針」の道路と同様とする。</p> <p>③沿道修景等</p> <p>ア. 主要な展望対象を眺望できる道路（橋梁を含む）においては、展望・休憩等のための駐車スペースの確保に努める。</p> <p>イ. 修景植栽は最小限とし、地域性種苗等を用いる。</p>

#### ②歩道

事業の種類	取扱方針
道路（歩道）	<p>①基本方針</p> <p>ア. 歩道は自然探勝に適した基本的な施設であることから、自然とのふれあいの促進等のため、計画的整備に努める。</p> <p>イ. 整備に当たっては、安全で快適な利用に配慮するとともに、沿道の自然の改変を極力避け、歩道整備に起因する洗掘・浸食の防止に配慮する。</p> <p>②付帯施設</p> <p>ア. 標識類の規格、デザイン、色彩等は、「自然公園等施設技術指針（令和2年3月改定）」を参考とし、路線ごとに統一をしたものとする。</p> <p>イ. 歩道外への立ち入りによる周辺の野生生物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>ウ. ゴミ箱等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しない。</p> <p>エ. 歩道附帯園地等における公衆トイレ、あずまや等の建築物は、「1. 許可、届出等取扱方針」の建築物と同様とする。</p> <p>オ. 防護柵等、法面処理及び残土処理は、「1. 許可、届出等取扱方針」の道路と同様とする。</p>

## 第7章 関係団体・関係者の役割と連携体制

### 1. 関係団体・関係者の役割

本公園の管理運営には、行政機関、土地所有者、公園事業者等の多くの関係団体・関係者が携わっています。これら関係団体・関係者が連携し公園の管理運営を行っていくものとします。

#### ○行政機関（国、県、市町村等）の役割

- ・ 国定公園の各種情報発信
- ・ 施設整備（道路、標識、安全施設、展望地、トイレなど）
- ・ 各管理施設等の適切な維持管理（伐採、清掃、修繕、災害復旧など）
- ・ 各種調査（動植物調査、新たな景勝地、観光統計など）
- ・ 自然環境学習の推進（教育機関による「総合的な学習の時間」の活用など）

#### ○自然保護指導員及び観光ガイド・自然保護団体・NPO等の役割

- ・ 自然公園内（自然公園以外の景勝地を含む）での巡視（福島県委嘱「自然保護指導員」）
- ・ 利用者に対する利用上のルール、マナーなどの指導
- ・ 利用者などへの自然解説
- ・ 県や市町村への報告、情報提供など

#### ○地域住民等の役割

- ・ 所有地、管理地の維持管理
- ・ 各種活動への参加（除草・清掃、森林管理、検討会など）
- ・ 県又は市町村への相談、通報等
- ・ 観光客等へのマナーやルールなどの啓発
- ・ 市町村観光ガイド養成講座への参加
- ・ 地域行事やイベント等の許可届出
- ・ その他各種行為の許可申請、届出

#### ○観光客等来訪者の役割

- ・ マナーの遵守
- ・ 各種活動への参加（清掃、森林管理、イベントなど）

#### ○事業者の役割

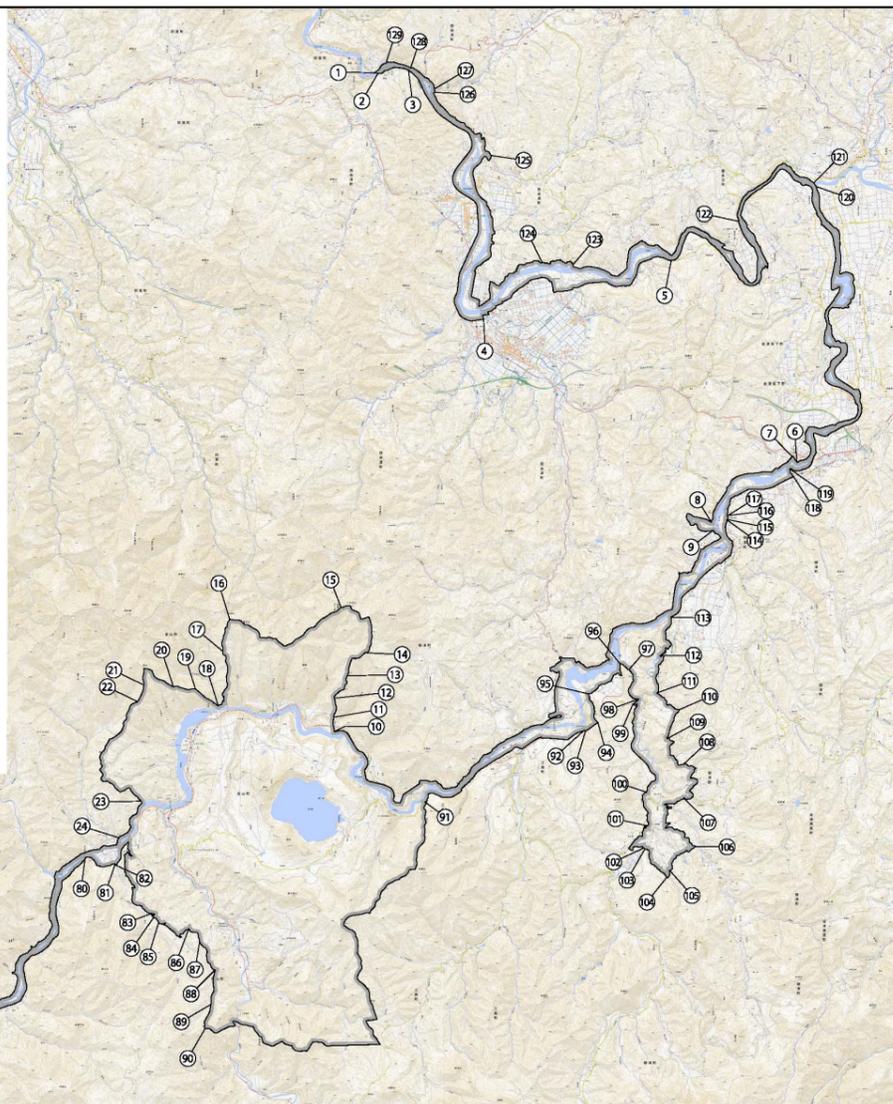
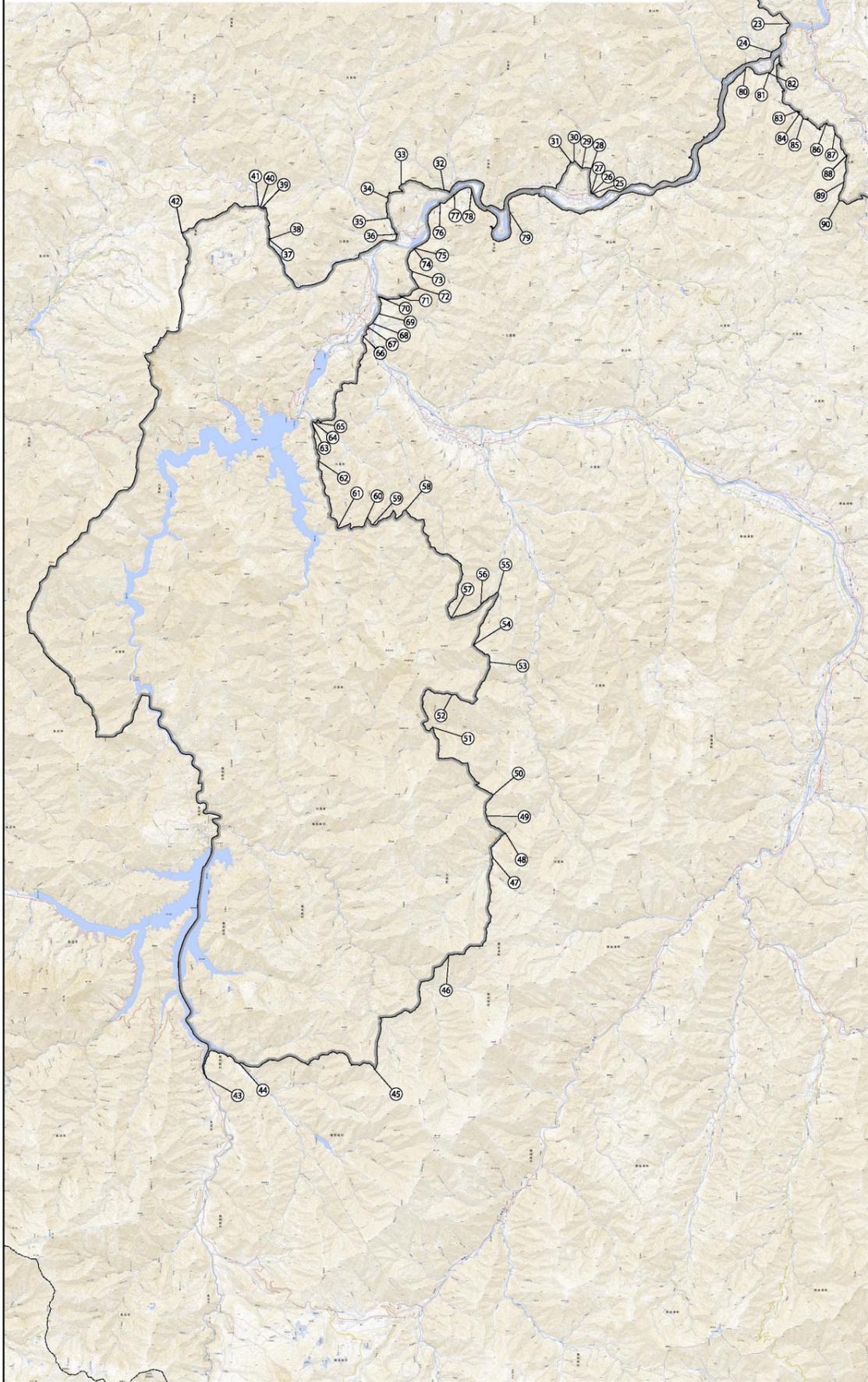
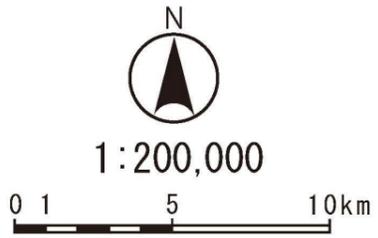
- ・ 許可届出行為にかかる景観への配慮
- ・ 各種活動への参加（除草・清掃、森林管理、イベントなど）

## 2. 関係団体・関係者による連携体制の構築

越後三山只見国定公園ワーキンググループを核にした総合型協議会の設立により、関係団体・関係者が協働で公園管理運営に係る活動に取り組む体制づくりを進めていきます。

また、地域との意見交換の中で計画の定期的なフォローアップと進行管理を行い、必要に応じて改定することも検討します。

越後三山只見国定公園  
（福島県地域）  
公園区域図



越後三山只見国定公園（福島県地域）公園区域					
1-2	鉄道敷（除）	界	66-67	道路敷（含）	界
2-3	道路敷（含）	界	67-68	河川区	城
3-4	鉄道敷（除）	界	68-69	見透線	界
4-5	道路敷（含）	界	69-70	河川区	城
5-6	河川区	城	70-71	小班级（民）	界
6-7	道字	界	71-72	所有別（国・民）	界
7-8	道路敷（含）	界	72-73	小班级（国）	界
8-9	道字	界	73-74	所有別（国・民）	界
9-10	道路敷（含）	界	74-75	見透線	界
10-11	道字	界	75-76	道路敷（含）	界
11-12	小班级（国）	界	76-77	河川区	城
12-13	所有別（国・民）	界	77-78	道路敷（含）	界
13-14	林行政（町）	界	78-79	河川区	城
14-15	林行政（県）	界	79-80	道路敷（含）	界
15-16	林行政（国）	界	80-81	河川区	城
16-17	道路敷（含）	界	81-82	道字	界
17-18	道字	界	82-83	道路敷（含）	界
18-19	所有別（国・民）	界	83-84	所有別（国・民）	界
19-20	小班级（国）	界	84-85	小班级（国）	界
20-21	所有別（国・民）	界	85-86	小班级（国・民）	界
21-22	小班级（民）	界	86-87	所有別（国・民）	界
22-23	道路敷（含）	界	87-88	道字	界
23-24	道字	界	88-89	所有別（国・民）	界
24-25	道路敷（含）	界	89-90	小班级（国）	界
25-26	道字	界	90-91	行政（町・村）	界
26-27	道字	界	91-92	道路敷（含）	界
27-28	道字	界	92-93	道字	界
28-29	小班级（民）	界	93-94	図上確定	界
29-30	道字	界	94-95	道字	界
30-31	道字	界	95-96	道字	界
31-32	道路敷（含）	界	96-97	行政（町）	界
32-33	小班级（民）	界	97-98	道字	界
33-34	所有別（国・民）	界	98-99	等高線（300m）	界
34-35	小班级（民）	界	99-100	道路敷（含）	界
35-36	河川区	城	100-101	河川区	城
36-37	道路敷（含）	界	101-102	河川区	城
37-38	見透線	界	102-103	見透線	界
38-39	所有別（国・民）	界	103-104	河川区	城
39-40	見透線	界	104-105	小班级（民）	界
40-41	所有別（国・民）	界	105-106	小班级（民）	界
41-42	小班级（国）	界	106-107	道路敷（含）	界
42-43	行政（県）	界	107-108	小班级（民）	界
43-44	汀線	界	108-109	小班级（民）	界
44-45	小班级（国）	界	109-110	道字	界
45-46	小班级（国）	界	110-111	河川区	城
46-47	小班级（国）	界	111-112	道路敷（含）	界
47-48	所有別（国・民）	界	112-113	河川区	城
48-49	小班级（国）	界	113-114	道路敷（含）	界
49-50	小班级（国）	界	114-115	見透線	界
50-51	小班级（国）	界	115-116	見透線	界
51-52	所有別（国・民）	界	116-117	見透線	界
52-53	小班级（国）	界	117-118	道路敷（含）	界
53-54	所有別（国・民）	界	118-119	道字	界
54-55	道字	界	119-120	河川区	城
55-56	道字	界	120-121	見透線	界
56-57	道字	界	121-122	河川区	城
57-58	所有別（国・民）	界	122-123	道路敷（含）	界
58-59	小班级（国）	界	123-124	等高線（200m）	界
59-60	小班级（国）	界	124-125	道路敷（含）	界
60-61	小班级（国）	界	125-126	等高線（150m）	界
61-62	小班级（国）	界	126-127	見透線	界
62-63	小班级（国）	界	127-128	道路敷（含）	界
63-64	見透線	界	128-129	河川区	城
64-65	河川区	城	129-1	行政（県）	界
65-66	小班级（民）	界			

# 越後三山只見国定公園 公園計画図 1/2

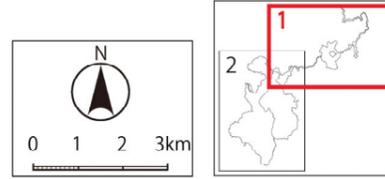
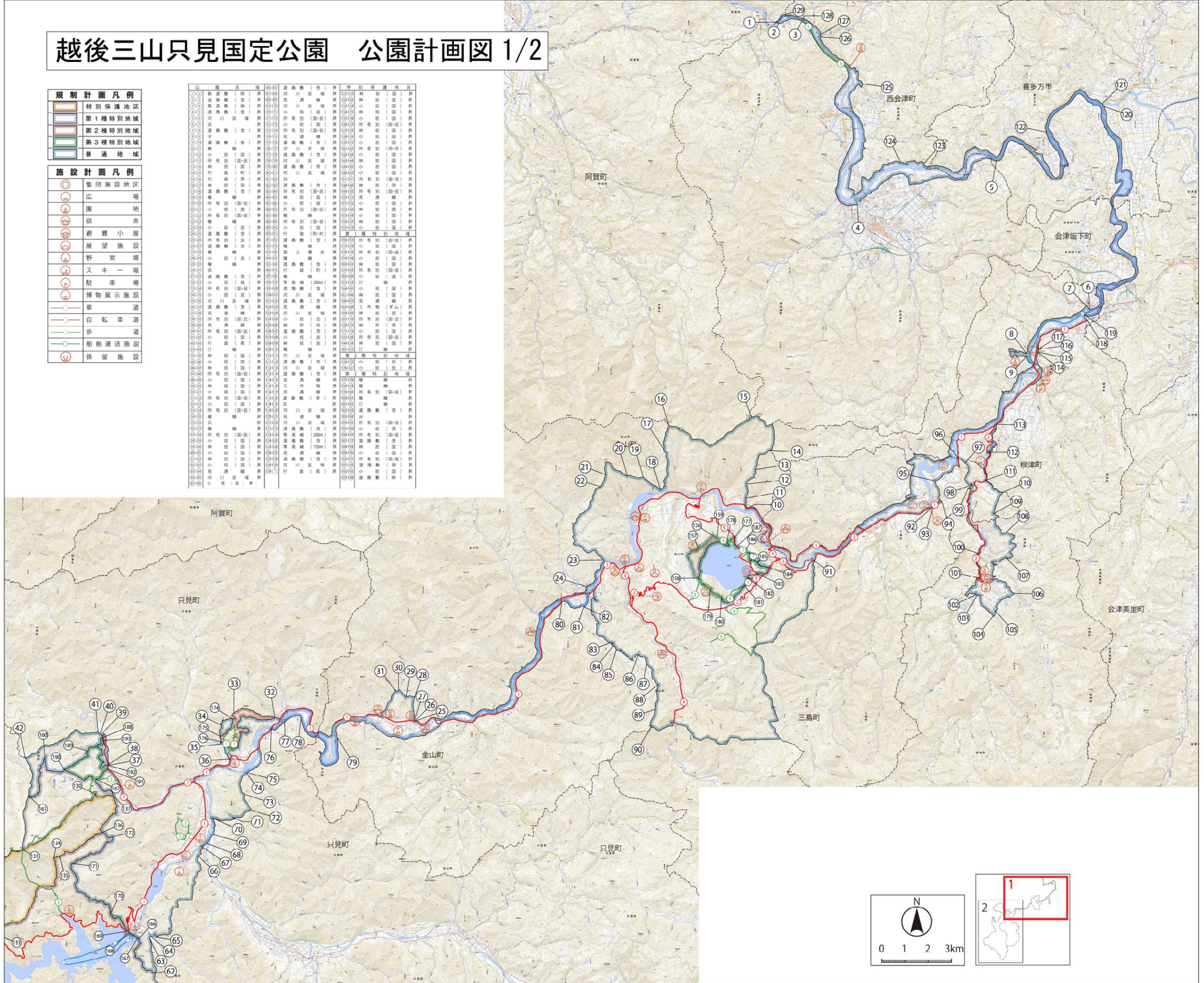
**規制計画凡例**

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

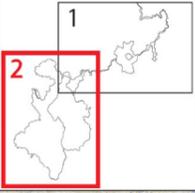
**施設計画凡例**

	集団施設地区
	広場
	園地
	宿舎
	避難小屋
	展望施設
	野営場
	久牛一場
	駐車場
	博物展示施設
	車道
	白転車道
	歩道
	船舶運送施設
	保留施設

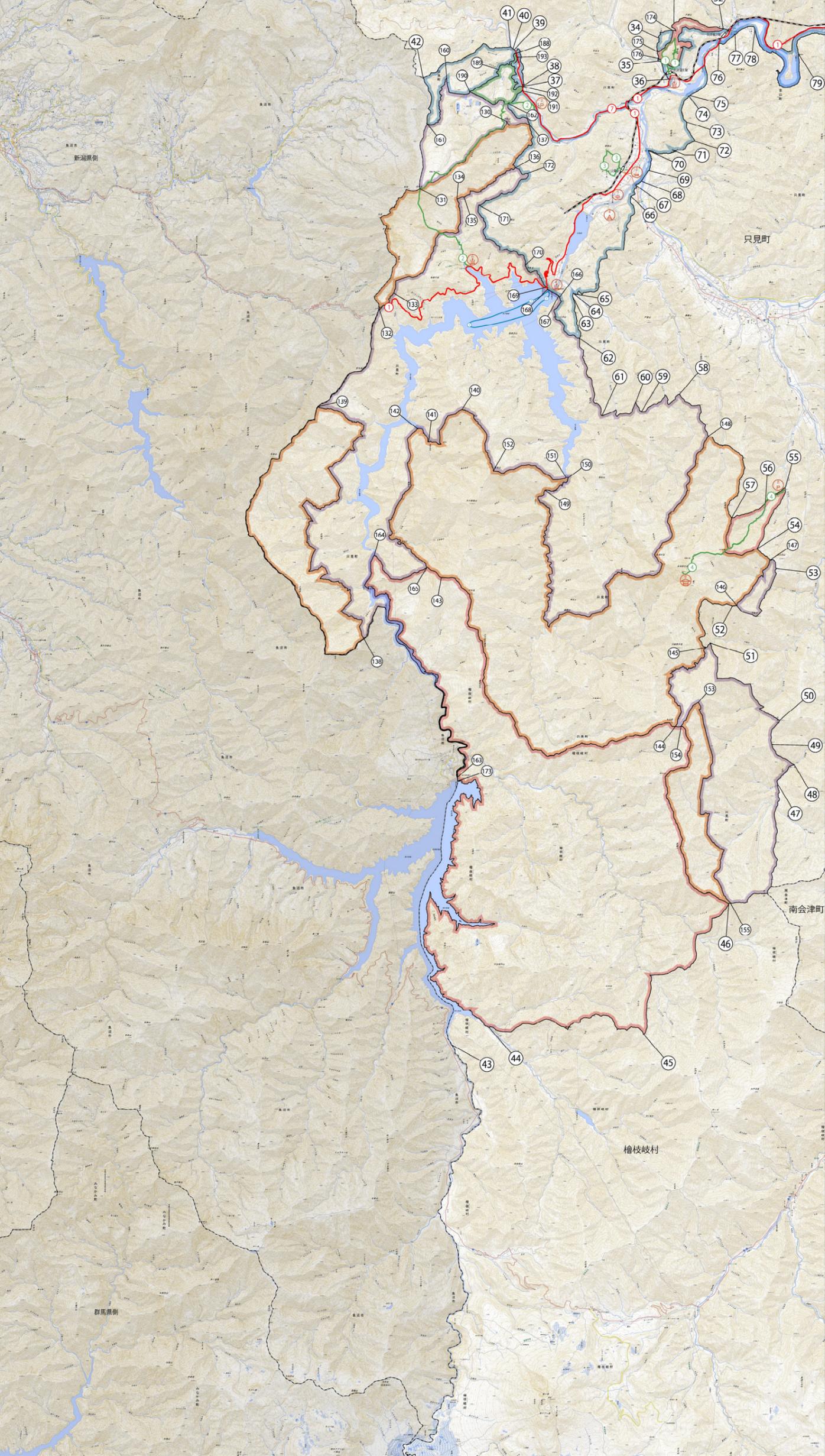
公園区域	道沿地(含)	特別保護地区
1	河川区域	林班(国)
2	河川区域	林班(国)
3	河川区域	林班(国)
4	河川区域	林班(国)
5	河川区域	林班(国)
6	河川区域	林班(国)
7	河川区域	林班(国)
8	河川区域	林班(国)
9	河川区域	林班(国)
10	河川区域	林班(国)
11	河川区域	林班(国)
12	河川区域	林班(国)
13	河川区域	林班(国)
14	河川区域	林班(国)
15	河川区域	林班(国)
16	河川区域	林班(国)
17	河川区域	林班(国)
18	河川区域	林班(国)
19	河川区域	林班(国)
20	河川区域	林班(国)
21	河川区域	林班(国)
22	河川区域	林班(国)
23	河川区域	林班(国)
24	河川区域	林班(国)
25	河川区域	林班(国)
26	河川区域	林班(国)
27	河川区域	林班(国)
28	河川区域	林班(国)
29	河川区域	林班(国)
30	河川区域	林班(国)
31	河川区域	林班(国)
32	河川区域	林班(国)
33	河川区域	林班(国)
34	河川区域	林班(国)
35	河川区域	林班(国)
36	河川区域	林班(国)
37	河川区域	林班(国)
38	河川区域	林班(国)
39	河川区域	林班(国)
40	河川区域	林班(国)
41	河川区域	林班(国)
42	河川区域	林班(国)
43	河川区域	林班(国)
44	河川区域	林班(国)
45	河川区域	林班(国)
46	河川区域	林班(国)
47	河川区域	林班(国)
48	河川区域	林班(国)
49	河川区域	林班(国)
50	河川区域	林班(国)
51	河川区域	林班(国)
52	河川区域	林班(国)
53	河川区域	林班(国)
54	河川区域	林班(国)
55	河川区域	林班(国)
56	河川区域	林班(国)
57	河川区域	林班(国)
58	河川区域	林班(国)
59	河川区域	林班(国)
60	河川区域	林班(国)
61	河川区域	林班(国)
62	河川区域	林班(国)
63	河川区域	林班(国)
64	河川区域	林班(国)
65	河川区域	林班(国)
66	河川区域	林班(国)
67	河川区域	林班(国)
68	河川区域	林班(国)
69	河川区域	林班(国)
70	河川区域	林班(国)
71	河川区域	林班(国)
72	河川区域	林班(国)
73	河川区域	林班(国)
74	河川区域	林班(国)
75	河川区域	林班(国)
76	河川区域	林班(国)
77	河川区域	林班(国)
78	河川区域	林班(国)
79	河川区域	林班(国)
80	河川区域	林班(国)
81	河川区域	林班(国)
82	河川区域	林班(国)
83	河川区域	林班(国)
84	河川区域	林班(国)
85	河川区域	林班(国)
86	河川区域	林班(国)
87	河川区域	林班(国)
88	河川区域	林班(国)
89	河川区域	林班(国)
90	河川区域	林班(国)
91	河川区域	林班(国)
92	河川区域	林班(国)
93	河川区域	林班(国)
94	河川区域	林班(国)
95	河川区域	林班(国)
96	河川区域	林班(国)
97	河川区域	林班(国)
98	河川区域	林班(国)
99	河川区域	林班(国)
100	河川区域	林班(国)
101	河川区域	林班(国)
102	河川区域	林班(国)
103	河川区域	林班(国)
104	河川区域	林班(国)
105	河川区域	林班(国)
106	河川区域	林班(国)
107	河川区域	林班(国)
108	河川区域	林班(国)
109	河川区域	林班(国)
110	河川区域	林班(国)
111	河川区域	林班(国)
112	河川区域	林班(国)
113	河川区域	林班(国)
114	河川区域	林班(国)
115	河川区域	林班(国)
116	河川区域	林班(国)
117	河川区域	林班(国)
118	河川区域	林班(国)
119	河川区域	林班(国)
120	河川区域	林班(国)
121	河川区域	林班(国)
122	河川区域	林班(国)
123	河川区域	林班(国)
124	河川区域	林班(国)
125	河川区域	林班(国)
126	河川区域	林班(国)
127	河川区域	林班(国)
128	河川区域	林班(国)
129	河川区域	林班(国)



# 越後三山只見国定公園 公園計画図 2/2



公園	区	城	界	特別保護地区
100	鉄道	数	(除)	界
101	鉄道	数	(含)	界
102	鉄道	数	(除)	界
103	鉄道	数	(含)	界
104	河川	区	城	界
105	河川	区	城	界
106	河川	区	城	界
107	河川	区	城	界
108	河川	区	城	界
109	河川	区	城	界
110	河川	区	城	界
111	河川	区	城	界
112	河川	区	城	界
113	河川	区	城	界
114	河川	区	城	界
115	河川	区	城	界
116	河川	区	城	界
117	河川	区	城	界
118	河川	区	城	界
119	河川	区	城	界
120	河川	区	城	界
121	河川	区	城	界
122	河川	区	城	界
123	河川	区	城	界
124	河川	区	城	界
125	河川	区	城	界
126	河川	区	城	界
127	河川	区	城	界
128	河川	区	城	界
129	河川	区	城	界
130	河川	区	城	界
131	河川	区	城	界
132	河川	区	城	界
133	河川	区	城	界
134	河川	区	城	界
135	河川	区	城	界
136	河川	区	城	界
137	河川	区	城	界
138	河川	区	城	界
139	河川	区	城	界
140	河川	区	城	界
141	河川	区	城	界
142	河川	区	城	界
143	河川	区	城	界
144	河川	区	城	界
145	河川	区	城	界
146	河川	区	城	界
147	河川	区	城	界
148	河川	区	城	界
149	河川	区	城	界
150	河川	区	城	界
151	河川	区	城	界
152	河川	区	城	界
153	河川	区	城	界
154	河川	区	城	界
155	河川	区	城	界
156	河川	区	城	界
157	河川	区	城	界
158	河川	区	城	界
159	河川	区	城	界
160	河川	区	城	界
161	河川	区	城	界
162	河川	区	城	界
163	河川	区	城	界
164	河川	区	城	界
165	河川	区	城	界
166	河川	区	城	界
167	河川	区	城	界
168	河川	区	城	界
169	河川	区	城	界
170	河川	区	城	界
171	河川	区	城	界
172	河川	区	城	界
173	河川	区	城	界
174	河川	区	城	界
175	河川	区	城	界
176	河川	区	城	界
177	河川	区	城	界
178	河川	区	城	界
179	河川	区	城	界
180	河川	区	城	界
181	河川	区	城	界
182	河川	区	城	界
183	河川	区	城	界
184	河川	区	城	界
185	河川	区	城	界
186	河川	区	城	界
187	河川	区	城	界
188	河川	区	城	界
189	河川	区	城	界
190	河川	区	城	界
191	河川	区	城	界
192	河川	区	城	界
193	河川	区	城	界
194	河川	区	城	界
195	河川	区	城	界
196	河川	区	城	界
197	河川	区	城	界
198	河川	区	城	界
199	河川	区	城	界
200	河川	区	城	界



	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

	集団施設地区
	広
	園
	舎
	避難小屋
	展望施設
	野営場
	又牛一
	駐車場
	博物展示施設
	車
	自転車道
	歩
	船舶運送施設
	係留施設

